

## ○羽曳野市個人情報保護条例

(制定 平12.10.3条例43)

改正	平17.3.11条例5	平17.11.2条例30
	平19.3.15条例1	平19.9.3条例18
	平21.11.30条例29	平24.12.4条例30

## 目次

- 第1章 総則(第1条ー第5条)
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第6条ー第13条)
- 第3章 開示、訂正及び利用中止
  - 第1節 開示(第14条ー第23条)
  - 第2節 訂正(第24条ー第27条)
  - 第3節 利用中止(第28条ー第31条)
  - 第4節 不服申し立て(第32条)
- 第4章 附属機関(第33条・第34条)
- 第5章 雜則(第35条ー第40条)
- 第6章 罰則(第41条ー第45条)
- 附則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用中止を請求する権利を保障することにより、市政の適正かつ円滑な運営に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号(以下「個人に関する記述等」という。)により特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。
- (3) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有しているもの(公文書(羽曳野市情報公開条例(平成12年羽曳野市条例第42号)第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。)をいう。
- (5) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
  - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために個人に関する

記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの

- (6) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、編集、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図面の内容を記録するための処理その他規則で定める処理を除く。
- (7) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。
- (8) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下同じ。)第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

## 第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の届出及び閲覧)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人に関する記述等により特定の保有個人情報を検索することができる公文書を利用する事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先及び収集方法
- (7) 個人情報取扱事務の委託の有無
- (8) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
- (9) 個人情報ファイルを利用するときは、当該個人情報ファイルの名称
- (10) 第9条第2項の規定に該当して保有個人情報の利用又は提供を継続的に行うときは、その利用の範囲又は提供先の名称
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

- 2 市長は、前項の規定による届出に係る目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。
  - (1) 本市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務、福利厚生等本市との使用関係に基づく事項に関する個人情報取扱事務
  - (2) 1年以内に廃棄されることとなる保有個人情報を利用する個人情報取扱事務
  - (3) 一般に入手し得る刊行物等を取扱う事務
  - (4) 業務上必要な連絡等の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取扱う事務
  - (5) 本人の数が規則で定める数に満たない個人情報取扱事務

- 4 実施機関は、第1項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 3 実施機関は、思想、信条、宗教、人種、犯罪歴その他の社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) あらかじめ審議会の意見を聴いたうえで、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

- 4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 他の実施機関から提供を受けるとき。

(4) 出版、報道等により公にされているとき。

(5) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いたうえで、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

(利用目的の明示)

第8条 実施機関は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用の目的(以下「利用目的」という。)を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関、国、独立行政法人等、

他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況から勘案して利用目的が明らかであると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、保有個人情報を収集した目的以外に利用(以下「目的外利用」という。)、又は実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報の目的外利用、又は外部提供をすることができる。ただし、保有個人情報の目的外利用、又は外部提供をすることによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(5) 保有個人情報の外部提供をすることが明らかに本人の利益になるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いたうえで、公益上の必要があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該保有個人情報の利用目的若しくは利用の方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

4 実施機関は、実施機関以外のものに対し、通信回線により結合された電子計算機(実施機関の保有個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態にするものに限る。)を用いて外部提供をしてはならない。ただし、法令等に定めがあるとき又は実施機関が審議会の意見を聴いたうえで、公益上の必要があり、かつ個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

(電子計算機処理の制限)

第10条 実施機関は、第7条第3項に規定する個人情報を電子計算機に記録して処理してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) あらかじめ審議会の意見を聴いたうえで、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲で、保有個人情報を常に正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の保護に関する責任体制を明確にし、保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託等に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託しよう

とするとき又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に公の施設の管理を行わせようとするときは、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの又は本市の公の施設の管理を行う指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の委託を受けた事務(以下「受託事務」という。)に従事している者若しくは従事していた者又は前項の指定管理者が行う公の施設の管理に係る事務(以下「指定管理事務」という。)に従事している者若しくは従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

#### (職員等の義務)

第13条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 2 実施機関へ派遣された派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下「派遣労働者」という。)又は派遣労働者であった者は、実施機関の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### 第3章 開示、訂正及び利用中止

#### 第1節 開示

##### (開示請求)

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の検索をしらべるものの開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

- 2 死者の保有個人情報は、次の各号のいずれかに該当するときに限り開示請求をすることができる。
  - (1) 相続人が、被相続人である死者から相続した財産に関する情報について開示請求をするとき。
  - (2) 相続人が、被相続人である死者から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報について開示請求をするとき。
  - (3) 死者の配偶者、子又は父母が、慰謝料請求権や遺贈など、当該死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報について開示請求をするとき。
  - (4) 親権者が、死亡時において未成年であった当該親権者の子に関する情報について開示請求をするとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いたうえで、実施機関が開示請求を認めるとき。

- 3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって開示請求をすることができる。

##### (個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(前条第3項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号、第8号、次条第2項及び第21条第1項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる個人に関する記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの(次に掲げる情報を除く。)

ア 法令等の規定により、若しくは慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる情報であって、次に掲げるもの(実施機関が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報を除く。)

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関からの要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の機関との間における審議、検討又は協議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 監査、検査、取締り、許認可、争訟、交渉、涉外、契約、試験、調査、研究、人事管理その他実施機関の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の目的を損ない、又はこれらの事務若しくは事業の公正若しくは適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(5) 個人の指導、診断、判定、評価、選考等の事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 開示することにより、人の生命又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (7) 法令等の規定により開示することができない情報
- (8) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報  
(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示(以下「部分開示」という。)をしなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

#### (開示請求の手続)

第17条 開示請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
  - (2) 開示請求に係る個人情報取扱事務の名称及び内容その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項
- 2 死者の保有個人情報に係る開示請求をしようとする者は、実施機関の定めるところにより、第14条第2項各号のいずれかに該当する請求権者であることを証する資料を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
- 4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

#### (裁量的開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(第15条第7号に掲げる情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

#### (保有個人情報の存否に関する情報)

第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

#### (開示請求に対する措置)

第20条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求を受理した日(以下

「受理日」という。)から起算して15日以内に、保有個人情報の開示をするか否かの決定(以下「開示等決定」という。)をしなければならない。ただし、第17条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を開示請求者に書面により通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、その理由を併せて開示請求者に書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示等決定をすることができないときは、その期間を30日を限度として加算して、延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長の理由及び期間を書面で通知しなければならない。

#### (第三者保護に関する手続)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示等決定をするに当たって、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該保有個人情報が第15条第1号イ又は同条第2号に規定する実施機関が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第18条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも30日を置かなければならぬ。この場合において、実施機関は、開示決定後速やかに、当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

#### (開示の実施)

第22条 実施機関は、開示の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図面若しくは写真又はこれらを撮影したマイクロフィルム(以下「文書等」という。)に記録されている場合にあっては、閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されている場合にあっては、その種別、技術の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。
- 3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が記録された文書等を直接開示することにより、当該文書等を汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は当該文書等の部分開示をするときその他合理的な理由があるときは、当該文書等を

複写し、又は複製したものにより開示することができる。

- 4 保有個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。
- 5 保有個人情報の開示を受ける者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求等の特例)

- 第23条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報の開示請求は、第17条第1項の規定にかかわらず、開示請求書の提出に代えて、口頭により行うことができる。
- 2 前項の開示請求をしようとする者は、第17条第3項の規定にかかわらず、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
  - 3 実施機関は、第1項の開示請求があったときは、第20条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定にかかわらず、直ちに、開示するものとする。この場合において、当該保有個人情報の開示は、実施機関が定める方法により行うものとする。

第2節 訂正

(訂正請求)

- 第24条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって訂正請求をすることができる。

(訂正義務)

- 第25条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、速やかに当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求の手続)

- 第26条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
  - (2) 訂正請求に係る個人情報取扱事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するために必要な事項
  - (3) 訂正請求に係る箇所及びその内容
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実に合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。
  - 3 訂正請求をしようとする者は、自己が当該訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
  - 4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(訂正請求に対する措置)

- 第27条 実施機関は、訂正請求があったときは、必要な調査を行い、当該請求を受理した日から起算して30日以内に、保有個人情報の訂正をするか否かの決定(以

下「訂正等決定」という。)をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の場合において、訂正をする決定をしたときは、実施機関は、速やかに、当該保有個人情報の訂正を行うとともに、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項の場合において、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、実施機関は、速やかに、その旨及びその理由を訂正請求者に書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に訂正等決定をすることができないときは、その期間を30日を限度として加算して、延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに、延長の理由及び期間を書面で通知しなければならない。

### 第3節 利用中止

#### (利用中止請求)

第28条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第7条各項の規定に違反して収集されたものであるとき又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して目的外利用されているとき 当該保有個人情報の利用の中止又は消去
- (2) 第9条第1項及び第2項の規定に違反して外部提供されているとき 当該保有個人情報の外部提供の中止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって前項の規定による請求(以下「利用中止請求」という。)をすることができる。

#### (利用中止義務)

第29条 実施機関は、利用中止請求があった場合において、当該利用中止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用中止請求に係る保有個人情報の利用の中止、消去又は外部提供の中止(以下「利用中止」という。)をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用中止をすることにより、当該保有個人情報に係る個人情報取扱事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

#### (利用中止請求の手続)

第30条 利用中止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用中止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 利用中止請求に係る個人情報取扱事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用中止請求に係る箇所及びその内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項
- 2 利用中止請求をしようとする者は、自分が当該利用中止請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、利用中止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用中止請求をした者(以下「利用中止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

#### (利用中止請求に対する措置)

第31条 実施機関は、利用中止請求があったときは、必要な調査を行い、当該請求を受理した日から起算して30日以内に、保有個人情報の利用中止をするか否かの決定(以下「利用中止等決定」という。)をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の場合において、利用中止をする決定をしたときは、実施機関は、速やかに、当該保有個人情報の利用中止を行うとともに、利用中止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項の場合において、利用中止請求に係る保有個人情報の全部又は一部を利用中止しない旨の決定をしたときは、実施機関は、速やかに、その旨及びその理由を利用中止請求者に書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に利用中止等決定をすることができないときは、その期間を30日を限度として加算して、延長することができる。この場合において、実施機関は、利用中止請求者に対し、速やかに、延長の理由及び期間を書面で通知しなければならない。

#### 第4節 不服申し立て

##### (不服申立てに関する手続)

第32条 開示等決定、訂正等決定又は利用中止等決定に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、羽曳野市個人情報保護審査会に諮問して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
  - (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示等決定(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示等決定に係る第三者が当該開示等決定に反対の意思を表示しているときを除く。
  - (3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正等決定(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
  - (4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用中止等決定(利用中止請求の全部を容認して利用中止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用中止請求の全部を容認して利用中止をすることとするとき。
- 2 処分庁又は審査庁は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

#### 第4章 附属機関

##### (審査会の設置)

第33条 前条に規定する諮問に応じて審査するため、羽曳野市個人情報保護審査会

(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 審査会の委員は、個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから、市長が任命する。
- 4 審査会の委員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、諮問をした処分庁又は審査庁に対し、開示等決定、訂正等決定又は利用中止等決定に係る公文書の提示を求めることができる。
- 6 前項に定めるもののほか、審査会は、審査のため必要があると認めるときは、不服申立人、諮問をした処分庁又は審査庁の職員その他関係人に対して資料の提出又は説明等求めることができる。
- 7 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会の設置)

第34条 実施機関は、この条例の運用に関する事項について審議し又は意見を求めるため、羽曳野市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員11人以内をもって組織する。
- 3 審議会の委員は、市民代表、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。
- 4 審議会の委員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 雜則

(苦情処理)

第35条 何人も、実施機関に対し、実施機関が行う個人情報の取扱いに関して苦情を申し出ることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

(手数料等)

第36条 保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 第22条第2項及び第3項の規定により、写しの交付を受けようとする者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(協力要請)

第37条 市長は、本市が出資する法人又は本市の事務と密接な関係を有する公益法人に対し、この条例の規定に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報を保護するために必要な措置を講ずるよう要請しなければならない。

(他の制度との調整等)

第38条 この条例は、他の法令等の規定により、保有個人情報の開示、訂正又は利用中止に関する手続の定めがある場合については適用しない。

- 2 この条例は、図書館その他の機関が市民の利用に供することを目的として管理している保有個人情報については適用しない。

(運用状況の公表)

第39条 実施機関は、この条例の施行状況に関し、毎年度公表するものとする。

(委任)

第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 第6章 罰則

第41条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託事務に従事している者若しくは従事していた者、指定管理事務に従事している者若しくは従事していた者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第42条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第43条 実施機関の職員が、その職権を濫用して、もっぱらその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第44条 前3条の規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第45条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項第2号、同条第4項第6号、第8条第1項第5号、同条第3項ただし書及び第9条第2号中審議会の意見を聴くことに関する部分並びに第26条の規定は、公布の日(平12.10.3)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集、利用若しくは提供又は個人情報の電子計算機処理若しくはこれに係る通信回線による電子計算機の結合は、この条例の規定により行われたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第6条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後速やかに」とする。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(羽曳野市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

5 羽曳野市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和60年羽曳野市条例第12号)は、廃止する。

## 附 則(平17.3.11条例5)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前になされたこの条例による改正前の羽曳野市個人情報保護条例第13条の規定による開示の請求、第21条第1項の規定による訂正の請求、第21条第2項の規定による削除の請求及び第21条第3項の規定による中止の請求並びに第24条に規定する不服申立てについては、なお従前の例による。  
(罰則の適用)
- 3 この条例による改正後の羽曳野市個人情報保護条例第6章の規定は、この条例の施行の日以後になされた同章に規定する罪について適用する。  
(羽曳野市情報公開条例の一部改正)
- 4 羽曳野市情報公開条例(平成12年羽曳野市条例第42号)の一部を次のように改正する。  
[次のよう] 略

附 則(平17. 11. 2条例30)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(平17. 11. 2施行)  
(羽曳野市個人情報保護条例の一部改正)
- 2 羽曳野市個人情報保護条例(平成12年羽曳野市条例第43号)の一部を次のように改正する。  
[次のよう]略

附 則(平19. 3. 15条例1)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平19. 9. 3条例18)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年9月30日から施行する。

附 則(平21. 11. 30条例29)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平24. 12. 4条例30)

この条例は、公布の日から施行する。